

2004年1月30日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

介護保険の保険給付に関し、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外利用させることに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びにコンピュータ結合について（答申）

2004年（平成16年）1月21日付けで諮問（第123号）された介護保険の保険給付に関し、本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用させること及び目的外利用させることに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理並びにコンピュータ結合について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定による本人以外のものからの収集の必要性があると認める。
- (2) 同条例第12条第4項の規定による目的外に利用させることの必要性があると認める。
- (3) 同条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。
- (4) 同条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。
- (5) 同条例第17条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、事業の実施にあたり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由、目的外利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ

処理及びコンピュータ結合の必要性等は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 介護保険制度が開始されてから4年目を迎え、要介護認定者やサービス利用者の増加に見られるように制度は定着しつつあるが、その一方で事業者による過度の利用者の掘り起こしや不正請求等の不適正な事例が見受けられる。

イ 介護保険で提供するサービス（以下「介護サービス」という。）は、これまでの福祉系サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等）と医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導等）を統合した内容となっているが、場合によっては介護サービス利用者に医療保険からのサービス提供も可能となっていることから、介護サービスと医療サービスの重複請求の可能性が考えられる。

ウ 国では、介護保険事業の適正な運営の確保を図るため、平成15年度から「適正化特別対策事業」を実施しており、本市の居宅介護サービス費等の審査支払に関する事務を委託している神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）でも、介護情報と医療情報の突合を行う新たなシステムを開発した。

エ 本市では、保険者として、介護保険事業の適正な運営を確保し、介護サービス利用者の利益に資するために、この新たなシステムを活用し、介護保険及び医療保険の重複給付分を抽出し、不正請求を防止することによって、給付の適正化に取り組むことにした。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

収集する対象者である要介護認定者数が、現在8,700人を超え、新規の要介護認定者数も毎月250人程度となっている。このことから、収集対象者が、多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集に係る費用及び多量の事務量が必要となることから、本人以外のものから収集する必要性がある。なお、収集する情報の範囲については、別紙のとおりである。

(3) 目的外利用させる必要性について

給付の適正化を図り介護サービス利用者の利益に資するために、医療情報を介護情報に取り込み、介護情報との整合性を検証する必要があることから、目的外利用させる必要性がある。なお、目的外利用させる情報の範囲については、別紙のとおりである。

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知をしないことの合理的理由について

本事業は、介護給付の適正化を図るためであることから通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、また、対象者である要介護認定者数は、

現在8,700人を超え、新規の要介護認定者数も毎月250人程度となっており、通知に係る費用及び事務量が過分となり、事務処理の効率性が著しく損なわれてしまうことから、本人に通知しないことの合理的理由がある。

(5) コンピュータ処理をする必要性について

本市の国民健康保険システムの国民健康保険データ及び老人保健システムの老人保健データから、国民健康保険被保険者番号及び老人保健受給者番号の2情報を取り込み、介護保険台帳に記載するために、迅速かつ容易に処理することが可能であるコンピュータ処理をする必要性がある。

(6) コンピュータ結合をする必要性について

コンピュータ処理によって介護保険台帳に記載された国民健康保険被保険者番号及び老人保健受給者番号を、すでに事務委託をしている連合会に事前に送信しなければならないことから、コンピュータ結合をする必要がある。

(7) システムの安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、ID、パスワードを設定し、担当する職員以外の者のアクセスを防止する。また、連合会への送信は、専用回線により行うとともに、情報の暗号化により安全性を確保する。

(8) 委託先への措置

藤沢市個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる。

### 3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

収集対象者が、多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集に係る費用及び多量の事務量が必要となること、また、これらの情報は必要最小限の情報であることから、本人以外のものから収集する必要性は認められる。

(2) 目的外利用させる必要性について

給付の適正化を図り介護サービス利用者の利益に資するためには、医療情報を介護情報に取り込み、介護情報との整合性を検証する必要があることから、目的外利用させる必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用させることに伴う本人への通知をしないことの合理的理由について

ア 通知しないことが本人の不利益となるものではなく、また、対象者が多人数のため通知することが困難であるとの説明であるが、収集及び目的外利用させる情報が個人の医療に係る内容であることから、条例の趣旨・原則から

すると、ただ単に多人数との理由では通知を省略する合理的理由に乏しいと思われる。

イ 通知に要する費用や作業量が問題になるにしても、何らかの形で当該個人には個別通知をすべきものとする。

(4) コンピュータ処理をする必要性について

国民健康保険被保険者番号及び老人保健受給者番号を介護保険台帳に記載するために、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(5) コンピュータ結合をする必要性について

すでに事務委託をしている連合会では、保険給付の審査支払業務を電子情報で共同処理しており、コンピュータ処理によって介護保険台帳に記載された国民健康保険被保険者番号及び老人保健受給者番号を、事前に送信するために、コンピュータ結合をする必要性は認められる。

(6) システムの安全対策

物理的には、ネットワーク上の通信データの暗号化を行う、人的な安全対策は、担当職員にID、パスワードを付与し、その職員だけに操作権限を与えるなど、個人情報の保護が図られていると認められる。また、「藤沢市コンピュータ管理運営規程」を遵守することで、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上

(別紙)

ア 国民健康保険被保険者番号

イ 老人保健受給者番号

ウ 医療保険における給付内容

(ア) 医科情報

在宅訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料

(イ) 歯科情報

老人訪問口腔指導管理料、訪問歯科衛生指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料

(ウ) 調剤情報

在宅患者訪問薬剤管理指導料

(エ) 訪問看護療養費

基本療養費Ⅰ、管理療養費

(オ) その他

寝たきり老人在宅総合診療科算定者、入院中の者